

地域計画

|                   |              |
|-------------------|--------------|
| 策定年月日             | 令和7年3月31日    |
| 更新年月日             |              |
| 目標年度              | 令和16年度       |
| 市町村名<br>(市町村コード)  | 三木町<br>341   |
| 地域名<br>(地域内農業集落名) | 井戸地区<br>(井戸) |

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

|                                      |        |
|--------------------------------------|--------|
| 区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)       | 176 ha |
| ① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積               | 159 ha |
| ② 田の面積                               | 169 ha |
| ③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)                     | 7 ha   |
| ④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計        | 3.3 ha |
| ⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計 | 2 ha   |
| (参考)区域内における75才以上の農業者の農地面積の合計         | 66 ha  |
| うち後継者不在の農業者の農地面積の合計                  | 42 ha  |
| (備考)遊休農地面積1.3ha                      |        |

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における75才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

農業者の高齢化及び後継者不足が課題となっており、県道10号線付近の農用地は宅地化が進み、農用地の集積や集約による農業経営の規模拡大が困難である。また、農道も狭小で農用地も不整形なものが多いため、大型機械の使用が制限される地域も存在する。特に、南部には水はけが悪い農用地が存在し、担い手が借受地を返還する事例が見受けられる。近年では住宅地においても有害鳥獣が確認されており、近隣住民への危険や農作物の被害防止対策に苦慮している。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

担い手に農用地を集積・集約し、従来からの土地利用型作物の生産体制を確保しながら、基幹作物である施設野菜(イチゴ、アスパラガス)の産地化や町の地域主要品目であるブロッコリー、ナバナ、キュウリ、レタスといった高収益作物への転換により、青年等に農業をやりがいのある魅力的な職業として選択してもらえるよう農業所得の向上を図っていく。また、隣接地域の新規就農者が農地を集積したい意向があるため、地域外の担い手とも調整しながら進めていく。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

|  |        |             |      |
|--|--------|-------------|------|
| (1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針  |        |             |      |
| 新規就農者に農用地を優先的に斡旋する。地元の意向を汲みつつ、地域の担い手を対象として優先的に農用地を貸し出し、その後、地域外や入作農家等を調整する。水稲の裏作として麦や露地野菜栽培等を行うことで農用地を効率に利用し、農業経営の複合化を推進する。 |        |             |      |
| (2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標   |        |             |      |
| 現状の集積率   | 19.8 % | 将来の目標とする集積率 | 67 % |
| (3) 農用地の集団化(集約化)に関する目標   |        |             |      |
| 自己所有農用地については、自己管理による保全を基本として、後継者がいない等で維持管理ができない農地については、農地機構や近隣の担い手等に打診して農用地の集団化を図る。  |        |             |      |

3 農業者及び区域内の関係者が2の目標を達成するためとるべき必要な措置

|   |
|---|
| (1) 農用地の集積・集団化の取組   |
| 農地機構を活用して、地域の新規就農者や認定農業者を中心に農用地の集積・集約化を推進し、農用地の集団化を図る。また、受け手がいない場合は、地域外の担い手と調整する。   |
| (2) 農地中間管理機構の活用方法   |
| 農業者の高齢化により、経営規模の縮小や、離農する農業者が増えてくると見込まれるため、農用地の所有者の意向を踏まえた上で農地機構に貸し付け、農用地を地域内の新規就農者や担い手を中心に集積・集約するとともに、引き受け手がいないときは地域外の担い手で調整する。 |
| (3) 基盤整備事業への取組  |
| 基盤整備事業の必要性は理解しているが、地元からの要望はない。  |
| (4) 多様な経営体の確保・育成の取組   |
| 東讃農業改良普及センターと協力連携して、認定農業人材等の多様な経営体の掘り起こしや確保に努める。  |
| (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の取組  |
| 非担い手農家を中心に農業支援グループ等への委託作業を利用し農地の維持管理を図る。  |

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組内容を記載してください)

|   |                                      |                                  |  |                               |
|---|--------------------------------------|----------------------------------|--|-------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策 | <input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料 | <input type="checkbox"/> ③スマート農業 | <input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等          | <input type="checkbox"/> ⑤果樹等 |
| <input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等            | <input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等     | <input type="checkbox"/> ⑧農業用施設  | <input checked="" type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等 | <input type="checkbox"/> ⑩その他 |

【選択した上記の取組内容】

①近年住宅地に有害鳥獣が出没し、近隣の住民が脅かされる事態となっている。花火等で追い払ってはいるが、根本的な解決には至っていないため、出没事例のリスト化や、出没地域の見える化を図り、国や県の事業を活用しながら、解決策を模索する。  
 ⑨近年の飼料高や麦の単価安に対応するため、地域内外の畜産農家と連携し、耕畜連携によりWCSや飼料作物を増やす。

